

令和6年2月6日  
 保健福祉政策部  
 保健福祉政策課  
 生活福祉課

## 次期地域保健医療福祉総合計画の案について

### 1 主旨

世田谷区の保健、医療、福祉の各分野の基本的、横断的な考え方を示す計画である、世田谷区地域保健医療福祉総合計画について、案を取りまとめたので報告する。

### 2 計画案

別紙1「世田谷区地域保健医療福祉総合計画（案）概要版」及び別紙2「世田谷区地域保健医療福祉総合計画（案）」のとおり

### 3 素案からの主な変更点（別紙2のページ数で表示）

#### （1）世田谷区地域保健医療福祉総合計画（案）

- ・「ジェンダー主流化」についての記載を追加（P 8）
- ・新型コロナウイルス感染症への対応について追記（P 16～17）
- ・包括的な支援体制の構築についての記載を追記（p 25～26）
- ・地域福祉推進の視点における「多様性の尊重」の表記を修正（P 29）
- ・基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）のイメージ図を追加（P 31）
- ・推進施策の評価指標を追加（P 35～）
- ・第6章以降の追加（統計資料、パブリックコメント、用語解説等）（P 139～）

#### （2）世田谷区成年後見制度利用促進基本計画（案）

- ・国において成年後見制度の見直しに向けて検討を進める旨の追記（P 193）
- ・「ジェンダー主流化」についての記載を追加（P 194）
- ・各計画値の設定（P 200～）

#### （3）世田谷区再犯防止推進計画（案）

- ・「ジェンダー主流化」についての記載を追加（P 214）
- ・非行少年に関わる統計データを追加（P 224）
- ・施策名を「犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援」に修正（P 235）
- ・犯罪をした人等の背景に目を向ける必要性を追記（P 235）
- ・性犯罪者やストーカー・DV加害者等に対する支援の現状と課題を追記（P 235）
- ・加害者家族支援の必要性と取組みを追記（P 235）

### 4 今後のスケジュール（予定）

令和6年	2月	9日	地域保健福祉審議会報告（計画案報告）
		2月15日	計画案及びパブリックコメントの意見と区の考え方公表
	3月		計画策定

---

# 世田谷区地域保健医療福祉総合計画 [令和6～13年度（2024～2031年度）] (案)

## 【概要版】

令和6年2月  
保健福祉政策部

章	項目	スライド番号
第1章 計画策定にあたって	第1節 計画策定の主旨	3
	第2節 計画の位置付け	
	第3節 計画の策定体制	
第2章 近年の動向、 区の課題	第1節 これまでの区の取組み（成果と課題）	4
	第2節 地域福祉に関連する動き	
第3章 地域福祉を推進する基本的な考え方	第1節 地域福祉推進の基本方針	5
	第2節 地域福祉推進の視点	6、7
	第3節 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）	8、9、10
	第4節 施策体系	11
	第5節 圏域の考え方	12
第4章 今後の施策の方向	第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する	13、14
	(1) 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み	
	(2) 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携	15
	(3) 福祉サービス	16
	(4) 予防、健康づくり	17
	(5) 住まい	18
	(6) 日常生活の支援	19
	(7) 就労	
	(8) 学校や教育分野と福祉分野の連携	20
	(9) 社会参加の促進	21
(10) 防犯・防災	22	

章	項目	スライド番号
第4章 今後の施策の方向	第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備	23
	(1) 地域づくり	
	(2) 人権擁護の推進	24
	(3) 福祉人材の確保・育成・定着	25
	(4) 地区をバックアップする体制	26
	(5) 先進技術の積極的な活用	
	(6) 保健福祉サービスの質の向上	27
(7) 福祉文化の醸成		
第5章 計画の推進に向けて		28
第6章 参考資料	第1節 統計資料	29
	第2節 計画策定に向けた審議等の経過	
	第3節 区民意見・提案等	
	第4節 関連する法律・条例等の概要	
	第5節 用語解説	
巻末	成年後見制度利用促進基本計画	30
	再犯防止推進計画	31

## 第1節 計画策定の趣旨

平成26年策定の地域保健医療福祉総合計画において、「地域包括ケアシステムの推進」、「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」、「地域福祉を支える基盤整備」という3つの柱を打ち出し、保健福祉領域の各分野において横断的に施策を進めてきた。近年は複雑化・複合化した課題や制度の狭間の課題などが顕在化し、高齢者、障害者、子ども、生活困窮、健康、医療の分野を超えた対策の必要性が高まっている。世田谷区基本計画の方向性を踏まえた保健福祉医療の基本的な考え方を示すため、令和6年度を初年度とする地域保健医療福祉総合計画を策定する。

## 第2節 計画の位置付け

- |                   |                            |
|-------------------|----------------------------|
| (1) 根拠となる法律・条例等   | (4) 世田谷区基本計画（令和6年度～令和13年度） |
| (2) 計画の役割、諸計画との関連 | (5) 地域行政推進条例・地域行政推進計画      |
| (3) 計画期間          | (6) SDGsとの関係               |

## 第3節 計画の策定体制

学識経験者や関係団体等で構成する「地域保健福祉審議会」、同審議会の学識経験者等と区職員による「総合計画策定研究会」、庁内組織として「総合計画策定委員会」を設置し、各会において計画内容を検討している。また、パブリックコメントやシンポジウムを通して、区民の意見を計画に反映する。

## 第1節 これまでの区の実施（成果と課題）

- (1) 「地域包括ケアシステムの推進」に関する実施
- (2) 「区民、事業者等との協働による福祉の地域づくり」に関する実施
- (3) 「地域福祉を支える基盤整備」に関する実施
- (4) 保健医療福祉分野にまたがる重要課題
  - 複雑化・複合化した課題を抱える方への支援
  - 困る前に支援ができる地域づくり
  - 保健・医療・福祉及びその他の分野との連携強化
  - 人材不足への対応

## 第2節 地域福祉に関連する動き

- (1) 地域共生社会
- (2) 包括的な支援体制の構築
- (3) その他関連動向

## 第1節 地域福祉推進の基本方針

## 誰一人取り残さない 世田谷をつくろう

新型コロナウイルス感染症の感染拡大、大規模台風やゲリラ豪雨の頻発といった災害の常態化、世界情勢などに起因した物価高騰などにより、区民生活や区内産業は大変厳しい状況下にあるとともに、所得格差や地域社会の分断の広がりへの懸念、社会インフラの老朽化などの課題もあり、区を取り巻く状況は厳しさを増している。こうした急激な社会状況の変化を踏まえ、令和6年度を初年度とする区の最上位の行政計画である基本計画の大綱では、区が目指すべき方向性を「持続可能な未来を確保し、あらゆる世代が安心して住み続けられる世田谷をともにつくる」とした。

区の保健医療福祉施策の基本方針となる地域保健医療福祉総合計画においては、基本計画の方向性も踏まえ、「**誰一人取り残さない 世田谷をつくろう**」を基本方針に据える。これは、社会状況の変化等により区民の抱える困りごととも多様化・複雑化してきている中で、誰もが安心して暮らすことができる「地域共生社会」を実現するという決意を示している。

## 第2節 地域福祉推進の視点

## ①すべての人が自分らしく生きることができる環境をつくる

- 年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無などにかかわらず、互いの差異や多様性を認めあう、社会的包摂の考え方を基本とし、地域福祉を推進する。
- 高齢者や障害のある方等を「サービスを受ける人」という固定的な見方をせず、その力を活かし、地域社会で役割を持って活躍できるような環境づくりを進める。
- 支援の対象は、高齢者、障害者などの属性ではなく、「生活のしづらさを抱えた人、支援を必要とする人」また「その世帯」としてとらえる。
- 自分らしい生き方や自立、自己実現を支援していく、という視点から支援を考える。

## ②困る前に支援につなげる地域づくり

- 区民が抱えている問題が深刻化・困難化する前に気づき、早期の支援につなげる地域づくりを推進する。

## ③参加と協働により地域福祉を推進する

- 区民を施策の対象として捉えるのではなく、自ら地域をつくり支える存在として位置づけ、主体的な参加への意欲を引き出すコミュニティづくりにつなげる。
- 区民、事業者、行政のそれぞれが持つアイデアや技術、ノウハウなどを組み合わせることで新たな価値創造を可能とする地域社会の実現を目指す。

### 第2節 地域福祉推進の視点

#### ④ 先端技術を柔軟に取り入れ、区民の福祉を向上する

- 進歩するデジタル技術等の先端技術を積極的に活用する。
- デジタル技術等の導入にあたっては、福祉の仕事の持つ対面的な関わりの価値も尊重し、検討する。

#### ⑤ 分野横断的な連携を推進する

- 教育、防災、都市整備など、分野を超えて連携し、施策を展開する。

## 第3節 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）

## ① 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

区では、国の示す地域共生社会の考え方に先んじて、地域包括ケアシステムの対象を、困りごとを抱えたすべての区民と広く捉え、区内全地区において総合相談を実施し、個別支援と地域支援を組み合わせた、「世田谷版地域包括ケアシステム」を構築・推進してきた。

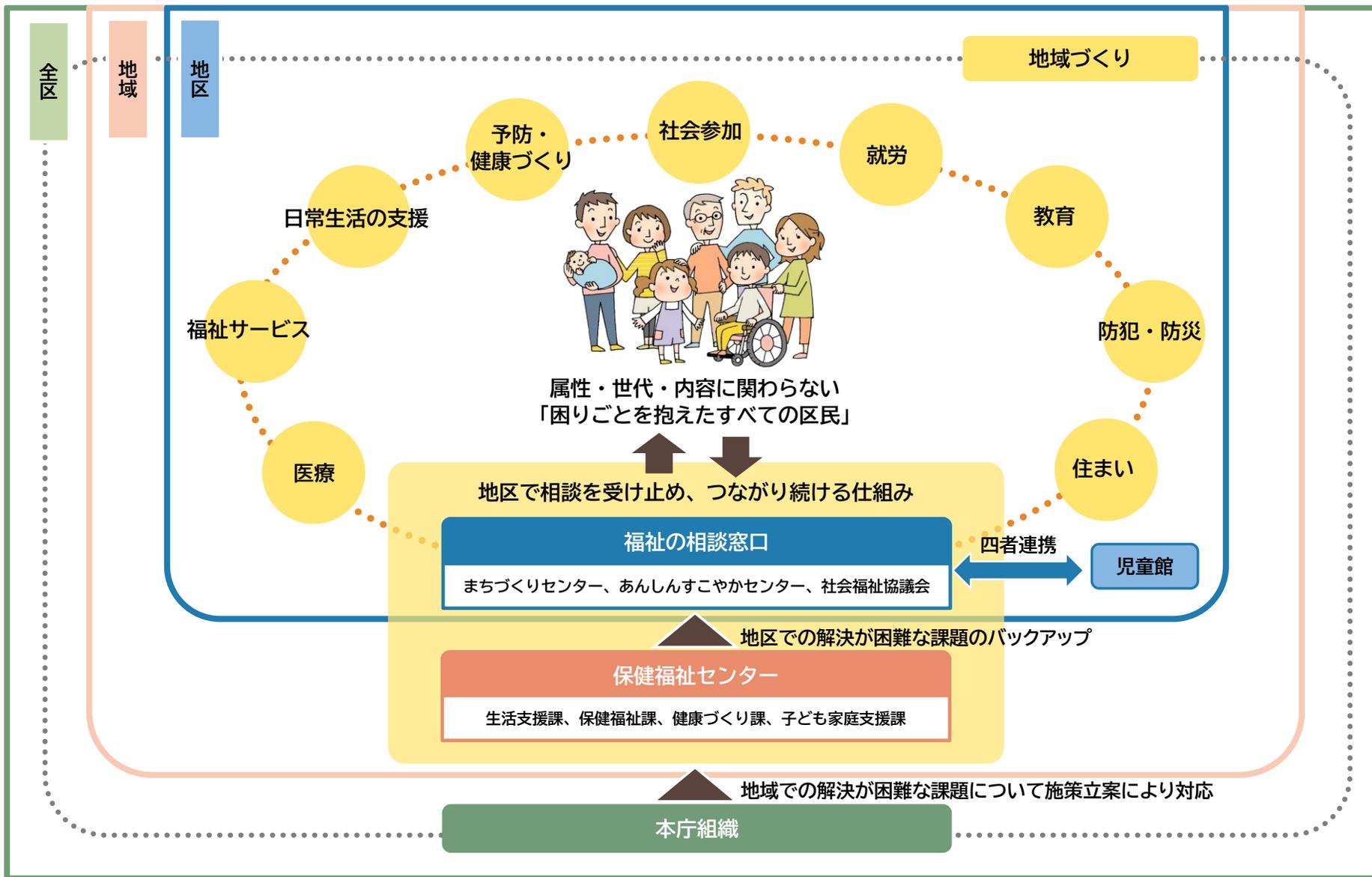
一方で、地域福祉を取り巻く状況は刻々と変化し、区民の抱える困りごとにも複雑化・複合化してきている。また、複雑化・複合化した課題を抱えた方や制度の狭間の支援ニーズを抱えた方への対応では、継続的かつ長期的に関わっていくことも求められている。

これまで地域包括ケアシステムの要素である「医療」、「福祉サービス」、「住まい」、「予防・健康づくり」、「生活支援」を各分野において推進してきたが、多様化したニーズに応えるために、「就労」、「教育」、「社会参加」、「防犯・防災」を新たな要素として加えるとともに、区民にとって最も身近な地区において伴走していく体制を整えることで「世田谷版地域包括ケアシステム」を強化し、変化し続ける課題に応じていく。

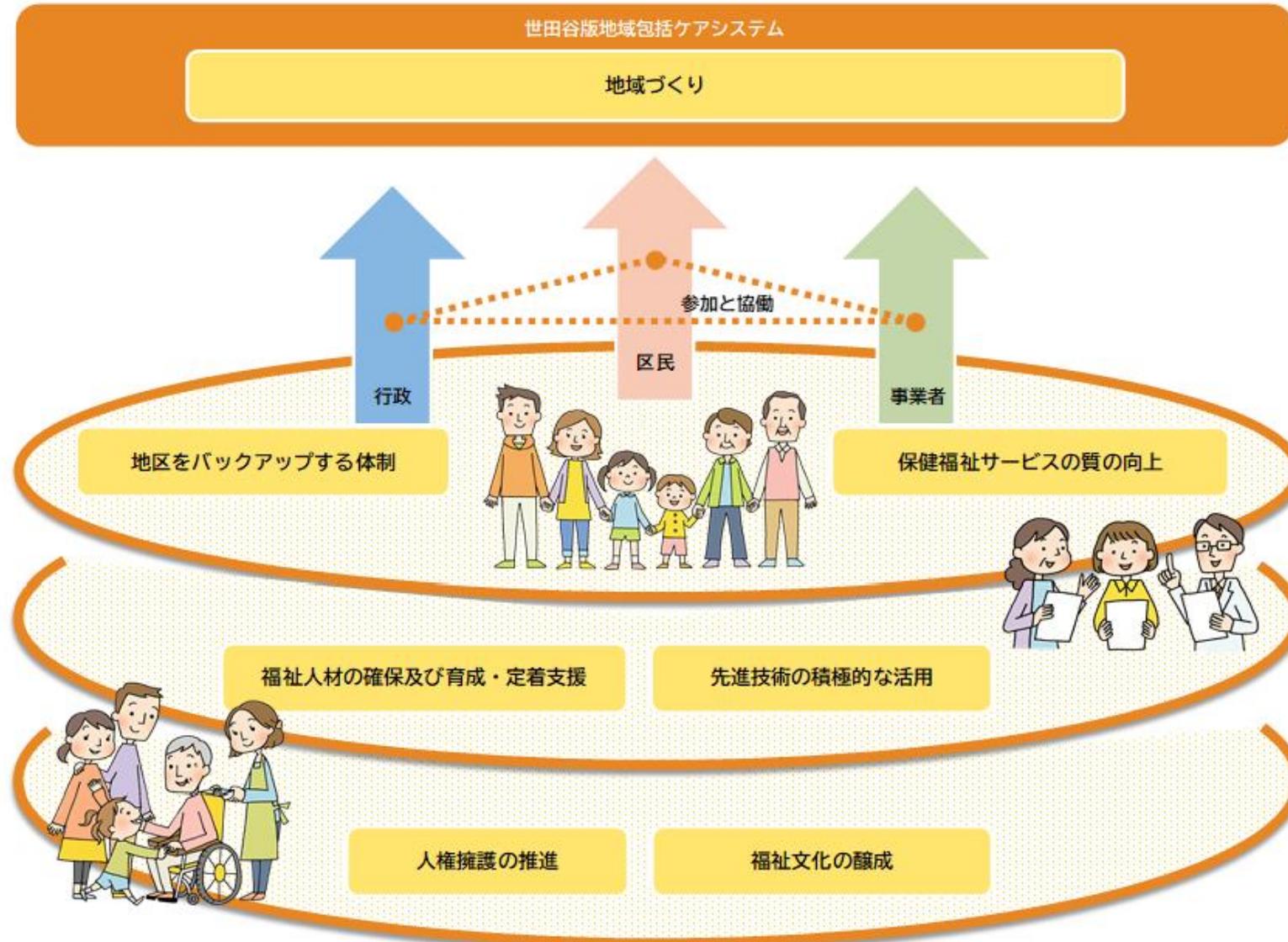
## ② 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

世田谷版地域包括ケアシステムを下支えする基盤の整備を推進する。具体的には、地域づくり、人権擁護の推進、福祉人材の確保・育成・定着、地区をバックアップする体制、先進技術の積極的な活用、保健福祉サービスの質の向上、福祉文化の醸成といった取組みを進める。

第3節 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）



第3節 基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）



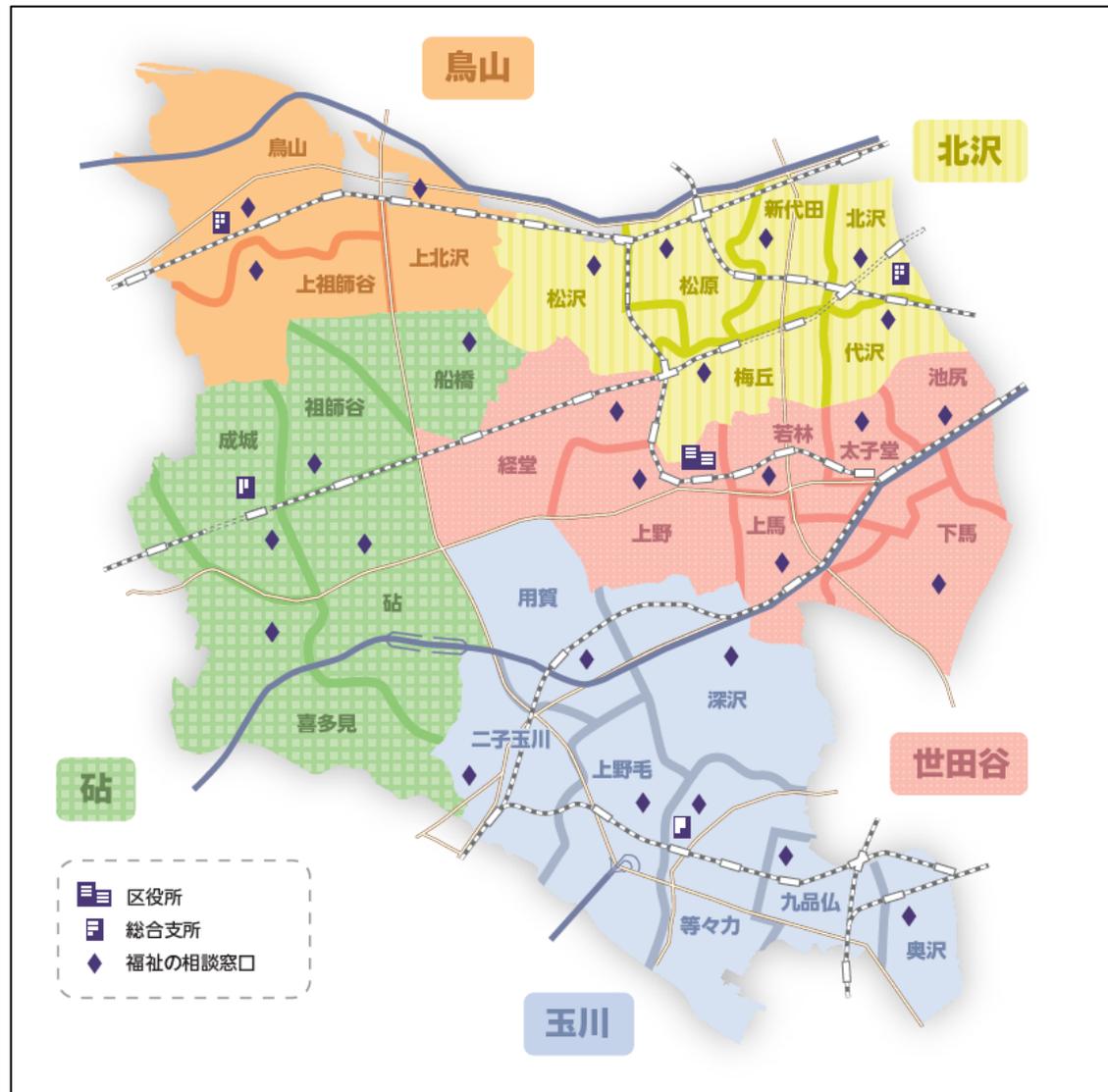
第4節 施策体系

誰一人取り残さない世田谷をつくろう

基本方針	基本目標（今後の施策を展開する2つの柱）	推進施策
	①世田谷版地域包括ケアシステムを強化する	(1) 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み – 重層的支援体制整備事業 – (2) 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携 (3) 福祉サービス (4) 予防、健康づくり (5) 住まい (6) 日常生活の支援 (7) 就労 (8) 学校や教育分野と福祉分野の連携 (9) 社会参加の促進 (10) 防犯・防災
	②世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備	(1) 地域づくり – 重層的支援体制整備事業 – (2) 人権擁護の推進 (3) 福祉人材の確保・育成・定着 (4) 地区をバックアップする体制 (5) 先進技術の積極的な活用 (6) 保健福祉サービスの質の向上 (7) 福祉文化の醸成

## 第5節 圏域の考え方

- **5つの地域に総合支所**を置き、福祉、健康、子育て等の施策を行っている。
- さらに**28の地区**に細分化し、区民にもっとも身近な行政運営の拠点として「まちづくりセンター」を各地区に設置。



## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (1) 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み

めざす姿①	どのような困りごとを抱えていても、身近な地区で早期に相談することができ、状況に応じた適切な支援や、関係機関につながることができています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福祉の相談窓口（包括的相談支援事業）</li> <li>➤ 若年層への福祉の相談窓口の周知</li> <li>➤ 専門職等への福祉の相談窓口の周知</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 10歳代～30歳代の若い世代への福祉の相談窓口の周知</li> <li>➤ 地域包括ケアの地区展開に関する研修の実施及び動画公開</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 不安や悩みがある区民が、支援や関係機関とつながっている割合※</li> <li>➤ 10歳代～30歳代における福祉の相談窓口の認知度</li> <li>➤ 専門職等における福祉の相談窓口の認知度</li> </ul>
めざす姿②	複雑化・複合化した課題を抱えている方や制度の狭間のニーズを抱えた方にも、隙間のない支援が届いています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 多機関協働事業</li> <li>➤ 地域共生社会や多機関協働事業に関する研修</li> </ul>
行動量	➤ 多機関協働事業や地域共生社会についての研修の実施【実施計画 施策8-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福祉の相談窓口などが相談内容をつなげず、抱え込んでしまっているケースの件数※</li> <li>➤ 地域共生社会や多機関協働事業に関する研修の参加人数（延べ人数）</li> </ul>

※重層的支援体制整備事業における各事業の行動量については、定量的な目標を立て実現していくことが必ずしも望ましいことではないと考え、目標設定はおこなわない。ただし、重層的支援体制整備事業を実施したことで、支援を必要とする区民や支援者、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携をどれほど取ることができるようになったのか等は、取組みの成果指標として設定し、得られてきたものやその広がり、影響を測っていくべきであると考えている。

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (1) 地区で相談を受け止め、つながり続ける仕組み

めざす姿③	支援が必要にもかかわらず、支援を受け入れにくい、支援の必要性を感じていない区民に寄り添い、孤独・孤立することなく支援が届いています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ アウトリーチを通じた継続的支援</li> <li>▶ 対象を限らない見守り協定</li> </ul>
行動量	▶ 対象を限らない見守り協定の締結に向けて働きかけた団体や機関の数【実施計画 施策8-2】
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 孤立していると思われる区民の割合※</li> <li>▶ 対象を限らない見守り協定の新規締結数【実施計画 施策8-2】</li> </ul>
めざす姿④	社会参加の機会を掴めない方や、参加を希望してもつながらない方に伴走し、自らの役割を見出し地域との多様な接点を確保できるように社会参加を支援します。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 参加支援事業</li> <li>▶ 社会参加につながるができる地域資源の開発</li> </ul>
行動量	▶ 地域資源開発における団体訪問件数【実施計画 施策8-2】
成果指標	▶ 社会参加の支援につながる地域資源数【実施計画 施策8-2】

※重層的支援体制整備事業における各事業の行動量については、定量的な目標を立て実現していくことが必ずしも望ましいことではないと考え、目標設定はおこなわない。ただし、重層的支援体制整備事業を実施したことで、支援を必要とする区民や支援者、地域住民や関係機関の意識や行動にどれほどの変化を与えたのか、地域にどれほどの変化を与えたのか、連携をどれほど取ることができるようになったのか等は、取組みの成果指標として設定し、得られてきたものやその広がり、影響を測っていくべきであると考えている。

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (2) 地域生活を支える保健、医療、福祉の連携

めざす姿	住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら、本人が希望する生活が続けられるよう、質の高い在宅療養体制ができています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 在宅医療・ACPの普及啓発</li> <li>➤ 在宅医療・介護関係者間の情報の共有支援</li> <li>➤ 精神障害者支援施策の充実</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 在宅医療・ACPの普及啓発に向けた区民向け講演会・シンポジウム及びミニ講座の実施回数【実施計画 施策9-3】</li> <li>➤ 在宅療養資源マップのWeb運用【実施計画 施策9-3】</li> <li>➤ 長期入院者への訪問支援事業における連携精神科病院数（累計）【実施計画 施策9-2】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 在宅医療・ACPの普及啓発に向けた区民向け講演会・シンポジウム及びミニ講座の受講者数【実施計画 施策9-3】</li> <li>➤ 在宅療養資源マップ（Webサイト）のアクセス数【実施計画 施策9-3】</li> <li>➤ 精神科病院における長期入院者に対する支援数【実施計画 施策9-2】</li> </ul>

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (3) 福祉サービス

めざす姿	支援を必要とする人に基本的な福祉サービスが確実に届いています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 認知症に関する身近な相談支援の推進</li> <li>➤ 医療的ケア児(者)の支援</li> <li>➤ 子育て支援における地域資源開発の推進</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 認知症の相談窓口等を周知する講演会の実施回数【実施計画 施策9-2】</li> <li>➤ 医療的ケア支援に携わる人材育成研修の参加者数【実施計画 施策9-2】</li> <li>➤ 子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数【実施計画 施策2-1】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ あんしんすこやかセンターの認知症に関する相談件数【実施計画 施策9-2】</li> <li>➤ 医療的ケア支援を行う事業所数(累計)【実施計画 施策9-2】</li> <li>➤ 児童館と連携している子育て関係団体の数(累計)【実施計画 施策2-1】</li> </ul>

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (4) 予防、健康づくり

めざす姿	生涯を通じた健康づくりを行い、誰もがいつまでもいきいきと暮らしています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 望ましい生活習慣につながる環境づくり</li> <li>➤ こころの不調や精神疾患についての普及啓発</li> <li>➤ 自殺対策</li> <li>➤ 介護予防・生活支援サービスの推進</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ウォーキングマップの配布数【実施計画 施策7-1】</li> <li>➤ 連携事業者によるせたミール商品の提供店舗数(累計)【実施計画 施策7-1】</li> <li>➤ こころの健康に関する講座の開催回数【実施計画 施策7-2】</li> <li>➤ こころの健康に関する相談事業実施回数【実施計画 施策7-2】</li> <li>➤ ゲートキーパー講座開催回数【実施計画 施策7-2】</li> <li>➤ 住民参加型・住民主体型サービス充実のための研修等の実施【実施計画 施策7-3】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 1日に30分以上歩いている区民の割合【実施計画 施策7-1】</li> <li>➤ 連携店舗によるせたミール商品の供給数【実施計画 施策7-1】</li> <li>➤ こころの健康に関する講座の参加人数【実施計画 施策7-2】</li> <li>➤ こころの健康に関する相談件数【実施計画 施策7-2】</li> <li>➤ ゲートキーパー講座参加人数【実施計画 施策7-2】</li> <li>➤ 住民参加型・住民主体型サービスの利用者数【実施計画 施策7-3】</li> </ul>

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (5) 住まい

めざす姿①	住まいを確保することが困難な方に対する居住支援の仕組みが充実しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 高齢・障害者等住宅確保要配慮者への入居支援</li> <li>➤ ひとり親世帯の居住の安定</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ お部屋探しサポートの利用相談者数【実施計画 施策9-1】</li> <li>➤ 補助対象住宅の新規登録件数【実施計画 施策9-1】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ お部屋探しサポートによる物件情報提供を受けた利用者数【実施計画 施策9-1】</li> <li>➤ 補助対象住宅への入居件数（累計）【実施計画 施策9-1】</li> </ul>
めざす姿②	多様なニーズに応えられる、多様な住まいが確保されています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 支援や介護が必要な高齢者向けの環境整備</li> <li>➤ 重度障害者向けグループホームの整備</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 認知症高齢者グループホームの新規整備数【実施計画 施策9-1】</li> <li>➤ 都市型軽費老人ホームの新規整備数【実施計画 施策9-1】</li> <li>➤ 重度障害者向けグループホームの新規施設整備数【実施計画 施策9-1】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 認知症高齢者グループホームの定員数（累計）【実施計画 施策9-1】</li> <li>➤ 都市型軽費老人ホームの定員数（累計）【実施計画 施策9-1】</li> <li>➤ 重度障害者向けグループホームの定員数（累計）【実施計画 施策9-1】</li> </ul>

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (6) 日常生活の支援

めざす姿	区民の相談内容や困りごとから日常生活における支援ニーズを把握し、不足する資源やサービスについては、新たに開発することで多様な支援ニーズに対応できています。
主な取組み	➤ 地区の課題に対応した居場所や生活支援サービスの創出
行動量	➤ 四者連携会議の開催回数
成果指標	➤ 生活支援サービスの年度末件数（累計）

## (7) 就労

めざす姿	働きたいすべての人が、その人らしく働くことができます。
主な取組み	➤ 中間的就労や仕事体験の場の開発
行動量	➤ 中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数（累計）（ぷらっとホーム世田谷） ➤ 中間的就労や仕事体験の場の協力事業者数（累計）（せたがや若者サポートステーション）
成果指標	➤ 中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数（ぷらっとホーム世田谷） ➤ 中間的就労や仕事体験の場につながった延べ人数（せたがや若者サポートステーション）

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (8) 学校や教育分野と福祉分野の連携

めざす姿①	教育部門と福祉部門がこれまで以上に連携し、誰一人取り残さない教育を推進します。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 世田谷区子ども・若者支援協議会</li> <li>➤ 不登校支援グループによる相談受付・支援活動の実施</li> <li>➤ ヤングケアラーへの支援の推進</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 世田谷区子ども・若者支援協議会（個別ケース検討会議は随時実施）</li> <li>➤ 不登校児童・生徒や保護者の支援件数【実施計画 施策5-1】</li> <li>➤ ヤングケアラー支援に関する研修等の実施回数【実施計画 施策2-2】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 教育部門と福祉部門の連携が必要なケースについて、支援者が多くのケースにおいて連携が取れていると回答した割合</li> <li>➤ どこにもつながっていない不登校児童・生徒の割合【実施計画 施策5-1】</li> <li>➤ ヤングケアラー支援に関する研修等のアンケートで理解が深まったと回答した人数【実施計画 施策2-2】</li> </ul>
めざす姿②	子どもや若者自らが、その時々ニーズにあわせて選ぶことができ、成長ができる多様な居場所や環境が充実しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子どもの参加・意見表明の機会の充実</li> <li>➤ 子どもを支えるネットワークづくりのための児童館地域懇談会の実施</li> <li>➤ 生活困窮世帯の子どもと家庭を支える学習・生活支援事業「まいふれいす」の実施</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子どもの参加・意見表明の機会の実施箇所数（累計）【実施計画 施策1-1】</li> <li>➤ 児童館地域懇談会の実施回数【実施計画 施策1-2】</li> <li>➤ 「まいふれいす」の実施箇所数（累計）【実施計画 施策2-2】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子どもの参加・意見表明の機会への参加者数【実施計画 施策1-1】</li> <li>➤ 児童館事業に協力した大人の人数【実施計画 施策1-2】</li> <li>➤ 「まいふれいす」の利用者数【実施計画 施策2-2】</li> </ul>

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (9) 社会参加の促進

めざす姿	地域住民同士の新たなつながりが芽生え、住民の地域活動などへの参加意欲が向上し、区民の社会参加が促進されます。また、自身の興味・関心や趣味等をきっかけとした社会参加につながるような場（居場所）を充実させ、誰もが活躍でき次代へつながる循環型の社会参加が実現しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 中学生及び高校生世代の主体的な参加の促進</li> <li>➤ 青少年交流センターのプログラムの充実</li> <li>➤ 社会参加につながるができる地域資源の開発【再掲】</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ティーンズプロジェクトの実施回数【実施計画 施策3-1】</li> <li>➤ 青少年交流センターにおける若者が主体的に参加・参画するプログラム数【実施計画 施策3-1】</li> <li>➤ 地域資源の開発における団体訪問件数【再掲】【実施計画 施策8-2】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 児童館利用者のうち、主体的な活動に取り組んだ若者の人数【実施計画 施策3-1】</li> <li>➤ 青少年交流センターのプログラムに若者が参加した人数【実施計画 施策3-1】</li> <li>➤ 社会参加の支援につながる地域資源数【再掲】【実施計画 施策8-2】</li> <li>➤ 地域で人とのつながりを感じられると思える区民の割合</li> </ul>

## 第1節 世田谷版地域包括ケアシステムを強化する

## (10) 防犯・防災

めざす姿	区民一人ひとりの防犯・防災意識が向上し、安全安心に暮らし続けることができるまちとなっています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災塾の実施</li> <li>➤ 女性防災リーダーの育成</li> <li>➤ マイ・タイムライン作成を通じた意識啓発</li> <li>➤ 「ながら見守り活動」の推進</li> <li>➤ 個別避難計画作成を通じた意識啓発</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災塾の実施回数【実施計画 施策10-1】</li> <li>➤ 女性防災コーディネーター養成講座の修了人数【実施計画 施策10-1】</li> <li>➤ マイ・タイムライン作成講習会実施回数【実施計画 施策10-1】</li> <li>➤ 瞬間ボランティア育成講習会の開催</li> <li>➤ 個別避難計画作成案内送付者数【実施計画 施策10-1】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 防災塾に参加したことで、自分の地区の災害リスクや、自らとるべき避難行動を理解した人の割合【実施計画 施策10-1】</li> <li>➤ 女性防災コーディネーターによる防災研修（地域啓発研修）参加者数【実施計画 施策10-1】</li> <li>➤ 講習会に参加し「マイ・タイムライン」を作成した人数【実施計画 施策10-1】</li> <li>➤ 瞬間ボランティア育成講習会の参加者数</li> <li>➤ 個別避難計画作成数（多摩川洪水浸水想定区域内）【実施計画 施策10-1】</li> <li>➤ 個別避難計画作成数（多摩川洪水浸水想定区域以外）【実施計画 施策10-1】</li> </ul>

## 第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

## (1) 地域づくり

めざす姿	多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うことで地域における活動の活性化・発展が図られています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域づくり事業（重層的支援体制整事業－地域づくり事業－）</li> <li>➤ 子育て支援における地域資源開発の推進</li> <li>➤ 地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームづくり</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 子育て関係団体ネットワーク会議の実施回数【実施計画 施策2-1】</li> <li>➤ 地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォーム定着数【実施計画 施策2-2】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 区民意識調査で、地域での支え合いが必要だと考え、状況に応じて積極的な声掛けなどを行いたいと回答した区民の割合</li> <li>➤ 地域住民の居場所や支えとなる地域資源の数</li> <li>➤ 児童館と連携している子育て関係団体の数（累計）【実施計画 施策2-1】</li> <li>➤ 地区での情報共有と地域参加のためのプラットフォームの登録者数【実施計画 施策2-2】</li> </ul>

## 第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

## (2) 人権擁護の推進

めざす姿①	すべての区民の個人の尊厳が重んじられ、自発的な意思が尊重され、年齢、性別、LGBTQなどの性的指向及びジェンダーアイデンティティ、国籍、障害の有無等に関わらず、多様性を認め合い、自分らしい生活が継続できています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 人権啓発イベントの開催</li> <li>➤ 性的マイノリティ等多様な性への理解促進と支援</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 人権啓発イベントの開催回数【実施計画 施策2 1 - 1】</li> <li>➤ 性的マイノリティ理解促進研修の開催回数【実施計画 施策2 1 - 1】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 人権啓発イベントの参加者数【実施計画 施策2 1 - 1】</li> <li>➤ 性的マイノリティ理解促進研修の参加者数【実施計画 施策2 1 - 1】</li> </ul>
めざす姿②	「誰に対しても、いかなる理由があっても、暴力は許されるものではない」という共通認識を持つ地域づくりを行い、虐待やDVを防止するとともに、それらが発生した場合にも早期発見・早期対応し、すべての区民の権利が保障される社会を実現します。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デートDV防止出前講座の実施</li> <li>➤ DV防止研修等の充実</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デートDV防止出前講座の開催数【実施計画 施策2 1 - 3】</li> <li>➤ DV等暴力防止・被害者支援関連講座の開催数【実施計画 施策2 1 - 3】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ デートDV防止出前講座の参加者数【実施計画 施策2 1 - 3】</li> <li>➤ DV防止研修等の参加者数【実施計画 施策2 1 - 3】</li> </ul>

## 第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

## (3) 福祉人材の確保・育成・定着

めざす姿	区内の施設や事業所において、福祉サービスに必要な人材が確保され、質の高いサービスが提供されています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福祉人材育成・研修センターにおける研修の質の向上</li> <li>➤ 高齢分野における人材の確保及び育成・定着支援</li> <li>➤ 認知症の方の暮らしを支える地域づくり</li> <li>➤ 障害分野における人材の確保及び育成・定着支援</li> <li>➤ 障害者の地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成</li> <li>➤ 子どもの見守り及び支援に係る児童館職員のスキルの向上</li> <li>➤ 乳幼児教育・保育の質向上に向けた研修等の充実</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福祉人材育成・研修センター運営委員会の実施【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 研究活動の実施【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 高齢分野における研修事業の実施【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 介護福祉士実務者研修受講料助成【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ アクション講座(世田谷版認知症サポーター養成講座)受講者数【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 障害分野における研修事業の実施【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成に向けた研修の実施【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 人材育成や支援力向上を目的とした研修を受講した児童館職員数【実施計画 施策2-2】</li> <li>➤ 乳幼児教育・保育の質向上へのコーディネーター派遣事業の実施施設数【実施計画 施策1-3】</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福祉人材育成・研修センター全体の利用者数【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 高齢分野における研修事業の受講者数【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 介護福祉士資格取得助成の受給者数【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 認知症の本人が参画したアクションチームの結成地区数(累計)【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 障害分野における研修事業の受講者数【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 地域生活支援機能強化のための専門的人材の確保・養成に向けた研修の受講者数【実施計画 施策9-4】</li> <li>➤ 児童館への相談件数【実施計画 施策2-2】</li> <li>➤ 事業実施後のアンケートに「効果がある」と回答した施設の割合【実施計画 施策1-3】</li> </ul>

## 第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

## (4) 地区をバックアップする体制

めざす姿	区民に最も身近な区内28地区が地域福祉を推進し、その取組みを地域・全区がバックアップする体制が構築されています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域ケア会議</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地域版地域ケア会議の開催</li> <li>➤ 全区版地域ケア会議の開催</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 全区的な施策の立案に向けた検討テーマの数</li> </ul>

## (5) 先進技術の積極的な活用

めざす姿	先進技術の積極的な活用により、区民の福祉が向上しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福祉の相談窓口におけるオンライン相談の実施</li> <li>➤ 情報共有手法の改善</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福祉の相談窓口におけるオンライン相談の拡充</li> <li>➤ 情報共有手法の改善に向けた検討</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 福祉の相談窓口からのオンライン接続先数</li> <li>➤ 情報共有手法の改善に向けた検討の結果</li> </ul>

## 第2節 世田谷版地域包括ケアシステムを支える基盤整備

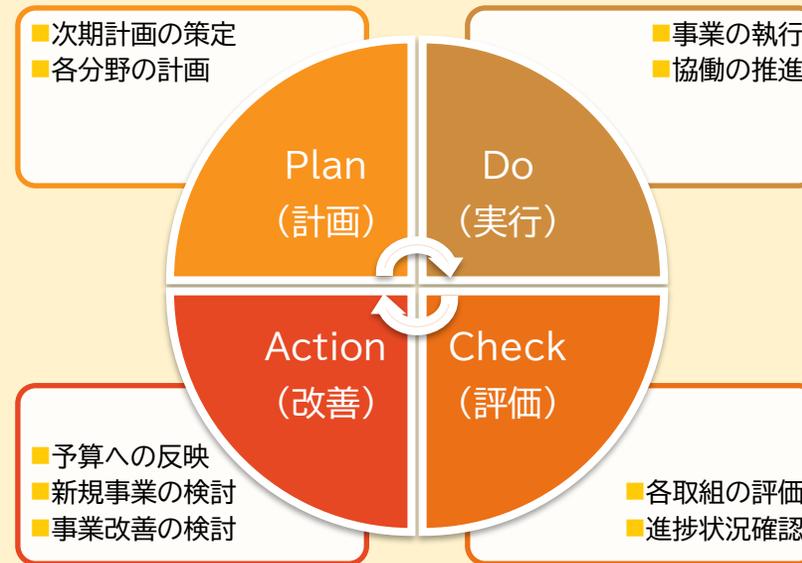
## (6) 保健福祉サービスの質の向上

めざす姿	保健福祉サービスの質が維持・向上される仕組みが機能しています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第三者評価の受審勧奨</li> <li>➤ 指導検査の計画的実施</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 区から事業所への第三者評価受審費用補助件数</li> <li>➤ 福祉サービス事業所等への指導検査計画に基づく実施予定数</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 区内事業所の第三者評価受審件数</li> <li>➤ 指導検査計画の実施予定数に対する実施率</li> </ul>

## (7) 福祉文化の醸成

めざす姿	地域で暮らすあらゆる人が福祉に関心を持ち、福祉文化が醸成されています。
主な取組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ ボランティア活動の支援</li> <li>➤ 災害時のボランティア活動の支援及び啓発</li> </ul>
行動量	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地区活動入門講座の開催数</li> <li>➤ 災害ボランティアコーディネーター養成講座及び防災講話の開催数</li> </ul>
成果指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 地区サポーターのマッチング数</li> <li>➤ 災害ボランティアコーディネーター登録者数（累計）</li> </ul>

- ▶ 本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルマネジメントに沿って、施策・事業の進捗状況調査を定期的を実施する。
- ▶ 施策・事業の進捗状況調査結果は、地域保健福祉審議会に定期的に報告し、評価・検証を行い、本計画の進行管理を行う。
- ▶ 施策・事業の進捗状況調査結果は、区民、事業者、関係団体などに公表し、情報共有を図る。



## 第1節 統計資料

統計資料

## 第2節 計画策定に向けた審議等の経過

- 1 地域保健福祉審議会及び総合計画研究会の審議等の経過
- 2 地域保健福祉審議会及び総合計画研究会の委員名簿

## 第3節 区民意見・提案等

- 1 シンポジウム
- 2 パブリックコメント

## 第4節 関連する法律・条例等の概要

関連する法律・条例等の概要

## 第5節 用語解説

用語解説

## 1 計画策定の背景

国は、新たに令和4年に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」を策定した。これを踏まえ、区は新たに「世田谷区成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、制度の利用促進に向けて、取り組むものとする。

## 2 計画の期間

令和6年度から令和13年度までの8年間を計画期間とする。

## 3 区の現状

区の高齢者人口は増えており、成年後見制度等の支援が必要と推定される、認知症の日常生活自立度の判定がⅡ以上の方や精神障害者の方が増加している。また、成年後見センターへの相談件数は増加しているが、成年後見制度の利用者数は年間1,600件前後で横ばいである。

## 4 現状からみえた課題

- (1) 成年後見制度の利用に関する課題  
利用者数が伸びない原因は、制度自体の難しさや申立ての煩雑さ、費用面にもあると考えられる。
- (2) 支援する側のスキルアップ  
支援者に対して意思決定支援の理解を浸透させていくなど、支援する側の更なるスキルアップが必要。
- (3) 担い手の確保・育成  
制度の需要が高まるため、区民後見人等の育成・活躍支援を推進する必要がある。また、中核機関を担う社協以外の新たな法人後見の担い手の確保が必要。

## 5 計画の考え方

**【基本目標】**  
地域共生社会の実現に向け、認知症や知的・精神障害等により判断能力が十分ではない方も、等しく個人としての尊厳が重んじられ、自発的意思が尊重され、自分らしい生活の継続と地域社会への参加ができる、地域づくりをめざす。

## 6 施策の目標

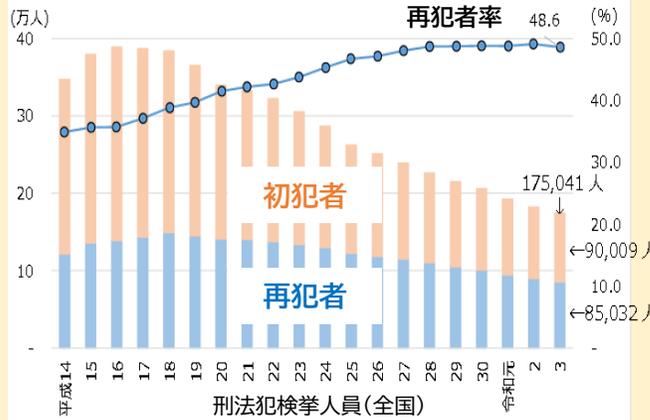
	【取組みの方向性】	【主な取組み内容】
<b>【目標1】</b> 成年後見制度の普及啓発及び利用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 支援者に対する制度の普及啓発</li> <li>• 費用を負担することが難しい方への申立て費用及び報酬助成の仕組みづくり</li> <li>• 権利擁護推進確保のための人材育成</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 成年後見制度の普及啓発</li> <li>② 成年後見制度の相談支援</li> <li>③ 申立て及び親族後見人支援</li> <li>④ 成年後見区長申立ての実施</li> <li>⑤ 申立て費用及び後見報酬の助成</li> </ol>
<b>【目標2】</b> 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化と支援者のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化</li> <li>• 意思決定支援の支援者向け研修の充実</li> <li>• 専門職による相談機能の充実</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 権利擁護支援の地域連携ネットワークの強化</li> <li>② 支援者による意思決定支援の浸透</li> <li>③ 重層的支援体制整備事業との連携</li> <li>④ 専門職による相談機能の充実</li> </ol>
<b>【目標3】</b> 成年後見人等の担い手の確保・育成の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 専門職の受任ケースから区民成年後見人へのリレーについての検討</li> <li>• 法人後見の新たな担い手の確保・育成</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 区民成年後見人の養成及び活動支援</li> <li>② 専門職後見人受任ケースを区民成年後見人に引き継ぐ方式の検討</li> <li>③ 法人後見の新たな担い手の確保・育成</li> </ol>

## 7 計画の推進体制

成年後見センター運営委員会にて、専門職等の意見を聴きながら、推進に取り組む。また、地域保健福祉審議会等を通じて進捗状況の報告を行う。

## I 計画策定の目的

### 再犯防止を取り巻く状況



刑法犯検挙人員は戦後最少を更新  
再犯者数より初犯者数の減少が上回る  
→再犯者率は**上昇傾向**  
**検挙された人の半数近くが再犯者**  
(世田谷区:R3)  
再犯者数391人、再犯者率46.2%

平成28年12月  
「再犯防止推進法」公布・施行  
平成29年12月  
「再犯防止推進計画」閣議決定

### 基本理念

- ▶ 様々な生きづらさを抱える犯罪をした人等が地域社会において孤立することがないよう、一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向け、地域の理解と協力を得て、円滑に社会復帰することを通じて、「**立ち直りを支え、誰もが安全・安心して暮らすことができる地域社会の実現**」を目指します。
- ▶ 再犯防止に関する取組みは、新たな被害者を生まないための取組みで、「**再犯防止**」と「**犯罪被害者等支援**」は**両輪で推進**する必要があります。犯罪被害者等の尊厳を重んじ、置かれている状況への理解を深めつつ、犯罪被害者等支援にも取り組んでいきます。

### 再犯防止における区の役割

- ▶ 生きづらさを抱えた支援を必要とする犯罪をした人等が、地域で孤立することなく安定して生活できるよう、**一人一人の複雑に絡み合った背景に目を向けて必要な支援内容を把握し、関係機関等との連携のもと包括的な支援を行う**とともに、東京都ですでに開設している再犯防止に関する相談窓口やポータルサイトといった社会資源を活用しながら、再犯防止に関する取組みを推進します。
- ▶ **立ち直りを決意した人を受け入れていくことができる地域社会づくりを推進**します。

### 基本目標

- 1 関係機関との連携強化：生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制の構築
- 2 民間協力者への支援：担い手確保に向けた取組みを展開
- 3 広報・啓発活動の推進：区民や事業者等に対する周知・啓発

## II 再犯防止に関連する施策

- 1 保健医療・福祉サービスの利用促進**
  - (1) 犯罪をした人等が抱える生きづらさに配慮した支援  
生きづらさを抱えた支援を必要とする人を取り残さない体制の構築
  - (2) 薬物等の依存症を抱える人への支援  
適切な医療・支援を継続的に受けられる環境の整備、薬物等の依存症に関する普及啓発
- 2 就労・住居確保の支援**
  - (1) 就労の支援  
犯罪をした人等の能力や適性に応じた就労支援体制の充実、協力雇用主の確保
  - (2) 住居確保の支援  
住宅確保要配慮者への居住支援の充実、賃貸住宅のオーナーや不動産業者の理解促進
- 3 非行防止と修学支援の充実**
  - (1) 児童・生徒等の非行防止  
相談支援体制の充実、子どもの居場所の充実
  - (2) 修学支援の充実
- 4 民間協力者の活動促進と広報・啓発活動の推進**
  - (1) 民間協力者の活動促進  
民間協力者や関係機関との連携による犯罪をした人等の立ち直り支援
  - (2) 広報・啓発活動の推進  
更生保護や再犯防止に関する地域理解の促進、職員の理解促進と対応力向上

<計画の基本的な考え方>

